

子どもの明るい 未来に向けて

性被害にあった子どもの回復のために
私達ができること

岐阜県警察

目次

- 保護者・関係者の皆様へ・・・・・・・・・・・・・1
- 被害にあった子どもの気持ちや行動の変化・・・・・2
- 子どもが被害にあった時の大人の気持ち・・・・・・・・3
- 簡単にできるリラックス法のご紹介・・・・・・・・5
- 事件捜査のために協力していただきたいこと・・・・・7
- 捜査と裁判の流れ・・・・・・・・・・・・・8
- 警察が行う子どもや家族等への支援・・・・・・・・・・9
- 民間の被害者支援団体による支援・・・・・・・・・・10
- 検察庁・法テラス・弁護士等ができること・・・・・・11
- こころの相談・医療機関ができること・・・・・・・・12
- よくある質問・・・・・・・・・・・・・・・・・・13

分からないことや心配なことがあれば、一人で悩まずに、遠慮なくご相談ください。



連絡先	警察署	課	係
氏名			
電話		(内線)	

連絡先	警察署	課	係
氏名			
電話		(内線)	

保護者・関係者の皆様へ

この手引きは、性被害にあわれたお子さんの保護者や、お子さんの身近にいる大人に向けて、必要な情報を集約したものです。

皆さんの大切なお子さんが、被害を受けたことを知り、大変大きなショックを受けていることと思います。

この手引きでは、捜査の流れや、警察からのお願い、お子さんの回復のために周囲の大人ができるサポートなどを紹介しています。

性被害を受けたお子さんの気持ちや行動を理解し、お子さんの話をよく聴いて、寄り添った対応をしていただけたらと思っています。

また、書かれている情報に関して詳しい内容が知りたい場合や、困った時にはいつでも担当の警察官や少年育成支援官に連絡してください。

子どもたちの明るい未来に向けて、一緒に、無理をせず動き出しましょう。

被害にあった子どもの気持ちや行動の変化

性被害は、子どもにさまざまな影響を与えます。

お子さんの様子で当てはまるものはありますか？

身体の変化

- 食事がいつものように食べられなくなる、食べ過ぎでしまう
- よく眠れない、怖い夢を見る、トイレによく起きるようになった
- 体調が悪い（頭痛、腹痛、吐き気、下痢、倦怠感があるなど）
- 息苦しい

気持ちの変化

- 落ちこんで暗くなる
- イライラ、ムカムカする
- わけもなく泣くことがある
- 感情を表現しなくなった
- ひとりきりになるのを極端に怖がる
- 気分にムラがある

行動の変化

- 今までできていた事ができなくなったり、趣味など好きなだったこともしなくなる
- 誰ともかかわりをもたないようにしたり、引きこもるようになった
- 嘘をついたり、ごまかして、その場をしのぐようになった
- 急に怒って、人や物に当たるようになった
- じっとしていられなくて、落ち着きがなくなった
- 性的な言動が目立つ（過度なマスターベーション、過剰な性行動など）
- 甘えが強くなったり、赤ちゃん返りをするようになった

子どもが被害にあった時の大人の気持ち

子どもが性被害にあうと大人も傷つきます。

こんな気持ちになっていませんか？

まさか、うちの子・
うちの生徒が…!?

「どうして、そんなことになったんだろう」

「なんでうちの子が狙われたんだろう」

「男の子が被害にあうなんて、聞いたことがない」

信じられない気持ちになるのも、当然のことです

お子さんが被害にあったと知った時には、大変驚かれたと思います。お子さんが被害を受けたという事実は受け入れがたく、信じたくないと思われることでしょう。

なぜ、そんなことになったのか分からなくて、とまどわれているかもしれません。

被害を受けたお子さんには、なんの落ち度も責任もありません。被害にあうのは女の子だけではなく、男の子も被害にあいます。性別や年齢にかかわらず、誰でも被害者になりうるのです。

まず、お子さんが被害を受けた事実を周りの大人がしっかりと受け止め、お子さんが悪いのではないということを知ってあげてください。

どうして
逃げなかったの!

「知らない人について行かないようにあれだけ言っていたのに」

「あんなに注意するように言ったのに。子どもが許せません」

「つい子どもが“キズモノ”にされたと思ってしまうんです

怒りや悲しみの気持ちを、子どもにぶつけてしまうこともあるかもしれません

なんとか被害にあわずにすむ方法はなかったんだろうか…そんな風に考えてしまうのは当然のことです。「なぜ?」「どうして?」という困惑が「なんでついて行ったの!？」というお子さんに対する腹立たしさとして感じられることもあります。

性犯罪は、被害者が断りにくく、逃げにくい状況で起こります。恐怖や混乱から、お子さんが大声を出せなかったりその場から逃げられなかったりするのは無理もないことです。加害者が、お子さんの顔なじみであることも少なくありません。

お子さんを責めるのではなく、被害を打ち明けてくれた勇気をほめてください。そして「あなたが悪いのではない」と伝えてください。たとえ被害を受けたとしても、お子さんの全てが変わってしまったのでも、ましてや“キズモノ”になったわけでもありません。以前と同じように、お子さんを温かく見守ってください。

「出典：子どもの性の健康研究会 野坂祐子：子どもをささえるためにできること ～性暴力被害にあった子どもの回復のために～」

周囲に
知られたくない……

「噂が広がったらどうしよう」

「早く忘れさせたい」

周囲の噂をおそれる気持ちもあるかもしれません

今回のできごとを誰にも知られたくないと思ったり、子どもにも早く忘れさせた方がいいと考える方もいるでしょう。身近な大人にとってお子さんが被害を受けた事実を受け入れることは、とてもつらいことです。

「なかったことにしたい」という気持ちから、お子さんにも「忘れなさい」と言ってしまうことがあります。しかし、本人にとっては、嫌な記憶であっても忘れられるものではありません。むしろ、大人が忘れさせようとすればするほど、お子さんは秘密を抱えなければならず、余計に傷ついてしまいます。

被害にあったことを隠そうとしたり、なかったことにしようとする、お子さんは必要なケアを受けることができなくなります。医療機関や相談機関など安全な場で話ができることは、お子さんの回復につながります。大人自身も、安心して話せる人や警察などに相談をしてください。お子さんのケアを一人で抱え込まないことが大切です。

何をしたらいいか
分からない……

「子どもになんて言ってあげたらいいのかわからない」

「専門家じゃないから、私には対応できない」

子どもへの対応に悩まれるのも当然のことです

被害にあったお子さんに対して身近な大人ができることは、まずは話をよく聴いてあげることです。

お子さんが打ち明けてくれたことをしっかりと受け止めてあげてください。

それだけで、お子さんにとっては大きなサポートになります。何かちゃんとしたことを言わなければと焦ったり、早く元気にさせなければと気負ったりする必要はありません。

お子さんが安心して日常生活が送れるよう、心配ごとを聞いたり、頑張れたところをほめてあげながら、その子のペースで回復していくのを見守っていきましょう。

私もつらいんです

「私の育て方が悪かったのでしょうか……」

「子どもに関わっていく自信がなくなりました」

大人もまた傷つき、体調を崩すことがあります

大人もまた、被害を知ってストレスから具合が悪くなったり、人生が大きく変わったと感じることもあります。お子さんの気持ちを思うと、自分のことのようにつらく感じる人もいます。被害を防げなかったことに自責感をもつこともあります。

また、気持ちだけではなく、お子さんの登下校や通院の付き添いといった日常生活のケアなどによる時間的・体力的な負担も少なくないと思います。

ぜひ、あなた自身もサポートを受けながら、無理のないようにお子さんの回復を支えてください。

「出典：子どもの性の健康研究会 野坂祐子：子どもをささえるためにできること ～性暴力被害にあった子どもの回復のために～」

簡単にできるリラックス法のご紹介

被害の後は気持ちが不安定だったり、落ち込んでしまったり、またすべきことが多すぎてお子さんが自分自身をケアすることが難しいものです。

お子さんの様子を見ながら、少しずつでもいいので、できるケアをしていきましょう。

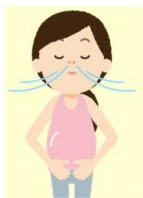


お子さんがイライラしたり、ものすごく落ち込んだりした時にも、気持ちをやわらげるのに役立つ方法があります。様子をみながら、必要な時にやらせてみましょう。一緒にやってみるのもいいですね。

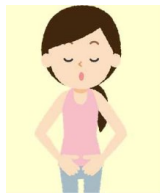
○ 呼吸をゆっくりと吐いてみましょう

落ち着きたいときは、少しだけ息を吸って、ゆっくりと長〜く息を吐くのがコツ。

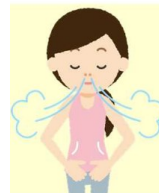
逆に、スポーツや勉強の前など集中力を高めたいときには、息をたっぷり吸ってみましょう。



①3つ数えながら鼻から息を吸います。



②そのまま息をとめます。(3つくらい)



③6つ数えながらゆっくり息を吐きます。

5回から10回ほど
くり返しましょう

○ からだをギュッと縮めたあとに、一気にゆるめると・・・スッキリ！

不安な時には、身体全体が固くなって、緊張しているものです。

からだの筋肉を縮めて、ゆるめると、身体全体がじんわりあたたまり、ほぐれていきます。

○ 身体をトントン・・・

お子さんの背中や手のひらをトントンと、やさしくゆっくり叩いたり、さすってあげると安心して落ち着きますが、お子さんが身体を触られるのを嫌がっている時はやめましょう。

こめかみ(目の横のあたり)や目の下を、手の指でトントンと叩いてみると、落ち着きます。

右手でげんこつを作って、心臓の上のあたりを軽くなでながら、心の中で「大丈夫」と言ってみましょう。

○ 思いついたことを、ノートに書きださせる

不安なときには、いろんなことが頭のなかをめぐり、ますます混乱してしまいがち。

お子さんに考えや気持ちを文字にさせると、少しところが楽になるようです。

○ よく寝る

横にならせて、ゆっくり呼吸をさせたり、身体をトントンと優しく叩いてあげましょう。

身体がだんだんゆるまって、あたたかくなってきた感じを味わえるようにすると眠くなってきます。

事件捜査のために協力していただきたいこと

被害にあわれたお子さんやご家族の方には、事件捜査をする上で、ご協力をいただくことがあり、そのことでご負担をおかけすることがあります。犯人を捕まえて処罰し、同じような被害にあう人をなくすためにも、ご理解、ご協力の程よろしく願いいたします。ただし、体調不良等により協力が困難な場合は、無理をせず、担当者に遠慮なくそのことを伝えてください。何よりも、お子さんの身体や心が大切です。

今後の捜査について



本日お子さんからお聞かせいただいた件に関して、後日あらためてお子さんから話をお聞かせいただくこととなります。

その際できる限り、お子さんの負担を軽くするため、場合によっては、ビデオでお子さんが話す様子を記録することもあります。録画については、担当者が話を聞く前に、お子さんに説明いたします。

このビデオは、事件捜査をする上で非常に重要となりますので、ご理解ください。

また、ビデオの記録が外部にでまわることはありませんのでご安心ください。

お子さんへの接し方について

お子さんの記憶はとても繊細ですので、周りからのなにげない言葉がけで、時にお子さんの記憶している事実と異なる方向に導かれることがあります。

そのため、本日お子さんからお聞かせいただいた件に関して、保護者・関係者の皆様がお子さんから話を聞き出したり、お子さんの前や聞こえる所から電話等で他の人と話すことはおやめください。

もしも、お子さんが自分でこの件に関して話をし始めた時は、質問したり、話をさえぎったりしないで、お子さんに自由に話してもらおうようにしてください。

その後、お子さんが話した通りの言葉を日時とともに記録し、担当警察官にお伝えください。

もしも、お子さんの話の中で分かりにくいところがあっても、無理に確認せず、お子さんの使った言葉(表現)をそのまま記録に残してください。

保護者・関係者の皆様もお辛いとは思いますが、お子さんの前で泣いたり、怒ったり、がっかりしないでください。お子さんには、今強く守ってくれる大人が必要です。

お子さんには、

「話すことに勇気が必要だったと思うよ。よく話してくれたし、話してくれたことを嬉しく思うよ。

このことが起こったのは、〇〇ちゃん(お子さんの名前)のせいではないよ。」

とアドバイスし、安心させてあげてください。

温かく見守ってくれる保護者・関係者の方がそばにいても、お子さんは安心感を得ることができません。

後日行われる面接に関するお願い

お子さんが何度も話さなくても済むように、そして、できるだけ早い時期に正確な記録をとっておくために警察、検察、子ども相談センターの三者が協同で面接を行うことがあります。（※場合によっては、三者のうち二者になることもあります）

お子さんにあまり早くから、この面接があることを告げると、お子さんは心配になってしまうかもしれません。

ですので、前日又は当日に、例えば次のように伝えてあげてください。

**保護者：「この間、〇〇ちゃんが言った公園／学校のことね。（ここでは最小限の情報に留めてください）
今日、そのお話を全部聞いてくれるから、一緒にお話に行こうね。」**

お子さんがリラックスしてたくさんお話できるように、保護者の方々は温かく見守っていただければ幸いです。お子さんが質問してきたら、分かる範囲でお答えください。

出来事の内容をおさらいしたり、練習したり、保護者の怒りや悲しみを伝えたりすることは記憶を変えてしまうおそれがある他、お子さんが不安になりますので、決して行わないようご協力をお願いします。

もしも、お子さんが話すことを嫌がっているような様子が見受けられたり、お子さんから

「話すのいやだ」

などと訴えがあった場合には、

保護者：「なにか心配なことがあるのかな？」

お子さん：「・・・だから嫌なの」

保護者：「そうか、そういうことが嫌だっていうこと、よく分かったよ。そういうことがないようにお願いしておくね。できるだけ、がんばってお話してね」

とサポートをしてあげてください。

周囲の方々のお子さんへのサポートがなによりです。ご理解いただきますよう、よろしく申し上げます。

突然の出来事に巻き込まれた保護者・関係者の方々も戸惑ったり、傷つくのは当然の事です。

お子さんを支えていくためにも、ご自身を労わることはとても大切です。些細な事でも構いません。一人で悩まずに、信頼できる人や、担当の警察官、少年育成支援官にご相談ください。



捜査と裁判の流れ

犯人や犯罪の事実を明らかにし、科すべき刑罰を定める手続を刑事手続といい、これは大きく、**捜査**、**起訴**、**公判**の三段階に分かれます。

捜査

犯人を捕まえ、証拠を収集して事実を明らかにし、事件を解決するために行う活動をいいます。

起訴

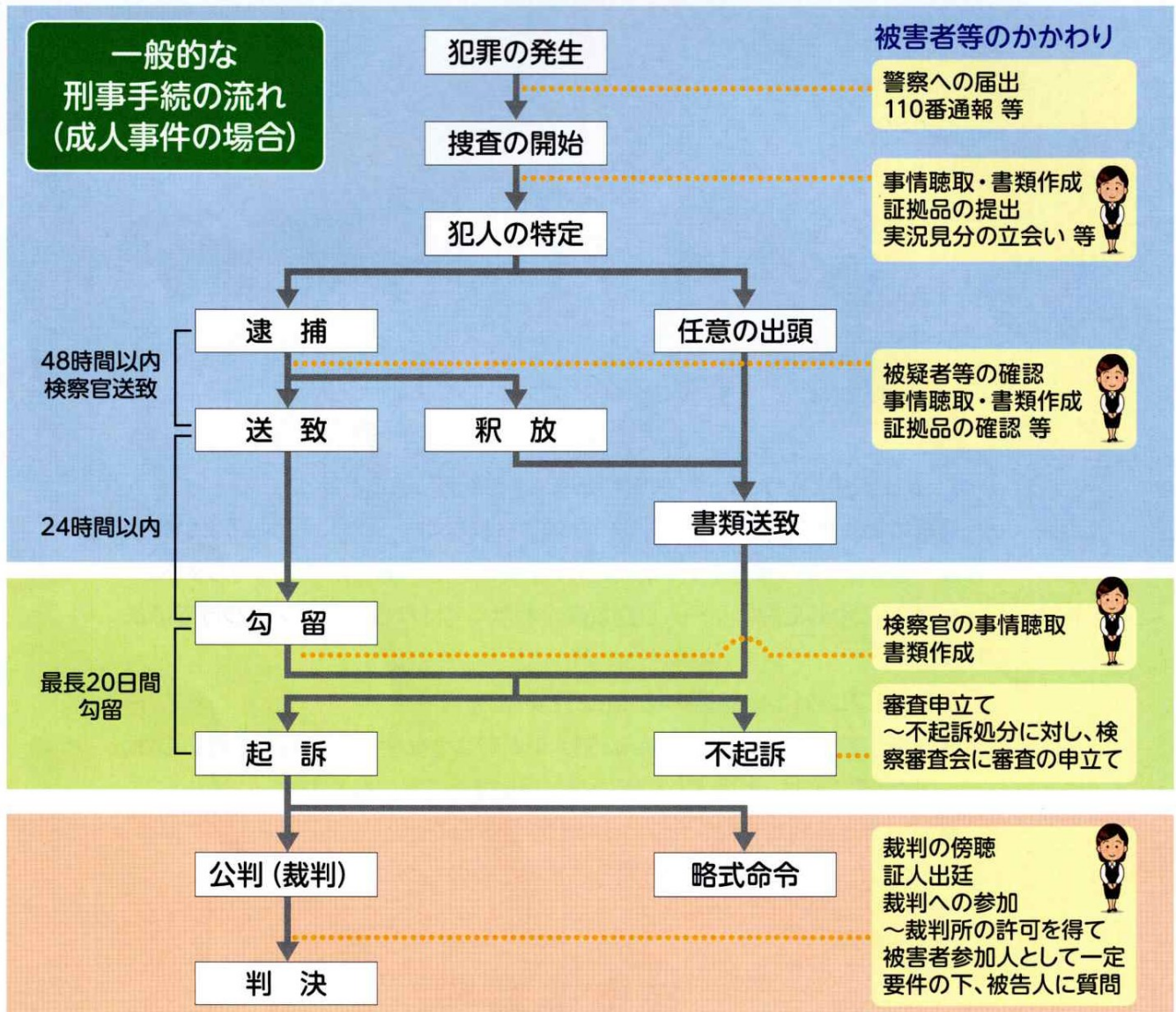
検察官は、勾留期間内に被疑者（警察が一定の証拠に基づいて犯人であると認めた者）を裁判にかけるかどうかの決定を行います。裁判にかける場合を**起訴**、裁判にかけない場合を**不起訴**といいます。起訴された被疑者を「被告人」といいます。

公判（裁判）

被疑者が起訴されると、公判（裁判）の日程が決められて審理が行われ、**判決**が下されます。判決について、検察官や被告人がその内容に不服がある場合には、さらに上級の裁判所（高等裁判所等）に訴えることとなります。

※裁判を傍聴したい方は、事件を担当する裁判所、検察庁、事件を扱った警察署の被害者連絡担当者のいずれかにお問い合わせください。

※このリーフレットで「被害者等」とは、犯罪により被害にあわれた方やそのご家族、ご遺族をいいます。



※手続きについて質問がある場合は、担当捜査員にお問い合わせください。

の印は、警察の支援要員が付添いできる活動です。

※犯人が少年（20歳未満）の場合には、少年審判手続き等による場合があり、手続きに違いがあります。

※子ども被害者の場合、ビデオで録画しながら事情聴取する場合があります。

警察が行う子どもや家族等への支援

ご家族の要望に応じた支援



捜査を担当する警察官とは別で、被害者の支援を担当する警察官や少年育成支援官が、医療機関の手配や付添いなど、心配事の相談や民間被害者支援団体等の紹介をすることもできます。カウンセリングに関する専門知識をもった職員による対応もできます。

事件を担当する警察官からの情報提供



捜査を担当する警察官が、捜査状況、犯人の逮捕等について連絡します。

パトロールの強化や防犯対策など

状況に応じて、重点的なパトロールを強化するなど、お子さんの安全確保に努めます。

公費負担制度

被害にあわれたお子さんやそのご家族等の、精神的、経済的負担を軽減するため、次の費用を公費で負担します。

○医療費など

医療機関を受診した際の初診料、診断書料、性感染症検査料、性感染症検査にかかる再診料、緊急避妊費、人工妊娠中絶費を公費で負担することができます。

○カウンセリング費用

被害の影響により、心療内科、精神科等を受診した際要するカウンセリング等の費用(薬代を除く)を公費で負担することができます。

○一時避難に関する費用

自宅が犯罪の現場となり、自宅が破棄されるなど居住が困難で、自ら居住する場所の確保ができない場合は、公費により一時的に避難するための宿泊場所を提供する制度があります。

※なお、いずれの費用も事件の内容等によっては、警察で負担できない場合があります。

犯罪被害給付制度

故意の犯罪行為によって、ご家族を亡くされたご遺族、重傷病を負ったり後遺障害が残った被害者の方に対して公的負担や加害者から十分な損害賠償を受けることができなかった場合等において、国が給付金を支給する制度です。

民間の被害者支援団体による支援

岐阜県には「ぎふ性暴力被害者支援センター(ワンストップ支援センター)」及び「公益社団法人ぎふ犯罪被害者支援センター」等民間の被害者支援団体が存在し、犯罪被害者の多様なニーズに対して柔軟かつ長期的な支援を提供しています。

ぎふ性暴力被害者支援センター

性暴力被害者支援センターは、性暴力被害にあわれた方のための相談窓口です。

具体的には、性暴力被害者が、警察への相談等を躊躇した場合などに医療機関の受診、証拠資料採取・保管等の措置、カウンセリングや弁護士相談等、様々な支援を行っています。

また、性暴力被害者が警察への届出意思を有する場合は、警察への付き添い等も実施しています。

○ 一般向けの案内

058-215-8349(24時間ホットライン)

全国共通短縮番号 #8891



※ LINEによる相談も受け付けています。詳しくは、同センターのホームページを確認してください。

ぎふ犯罪被害者支援センター

ぎふ犯罪被害者支援センターは、被害者等の意向に基づき、検察官による事情聴取や公判等への付き添い等さまざまな支援活動を実施しています。

支援を希望する場合は、担当警察官や少年育成支援官に伝えてください。必要な書類を作成し、同センターと連絡をとります。

○ 一般向けの案内

0120-968-783、058-268-8700

(平日午前10時から午後4時まで、祝日年末年始除く。)

検察庁・法テラス・弁護士等ができること

検察庁

検察庁では、警察から送致された事件について、更に捜査を行い、起訴・不起訴の処分を決定します。裁判所に公判請求した事件については、公判で有罪を立証し、求刑をします。犯罪被害者の方々から詳しく事情を聞き、処分結果等を通知し、被害者の諸権利を説明します。被害者が、公判で裁判所に被害者特定情報秘匿申立や被害者参加申立をする場合、全て検察官を通じて行います。

※犯罪被害者に対しては、以下のような支援制度があります。

被害者支援員
制度

被害者等通知
制度

関係機関・団体
等の紹介

被害者ホット
ライン

※詳しくは、検察庁ホームページ「犯罪被害者の方々へ」をご覧ください。

法テラス

以下の内容について支援しています。

刑事手続の流れ
を説明

各種支援制度を
紹介

弁護士の紹介

経済的援助
制度、手続き

※弁護士を依頼する場合の費用等について、資産額など一定の要件のもと、法テラスを通じて利用することができる制度があります。

※詳しくは、法テラスホームページ「犯罪被害者支援」をご覧ください。

弁護士

以下の内容について支援しています。弁護士の紹介は法テラスで行っています。

捜査機関へ
の告訴・告
発

警察署・検察
庁・裁判所等
付き添い

損害賠償
請求・示談
交渉

被害者参加
弁護士

犯罪被害者
等給付金の
代理申請

マスコミ
対応

※弁護士費用は、支援の内容、程度などによって異なります。経済的に余裕のない方には、経済的援助の諸制度があります。(いずれの制度も、利用には一定の条件があります)

※詳しくは、日本弁護士会ホームページ「犯罪の被害に遭われた方へ」をご覧ください。

「出典：浅野敬子，中島聡美，金吉晴：一人じゃないよ あなたのこれからのための支援情報ハンドブック (2104)P16」

こころの相談・医療機関ができること

岐阜県警察では、岐阜県医師会と連携し、精神科医をご紹介させていただくこともできます。近所の精神科が分からない、どこに通院したらよいか分からない場合には、担当の警察官か、最寄りの保健所や精神保健福祉センターなどにお問合せください。

ここでは、精神科や心療内科について紹介します。

こんな時には精神科や心療内科に相談しましょう

- 眠れない、食欲がない、強い不安や恐怖で落ち着かないなどの症状が長く(数週間)続いている時
- 不安や不眠、気持ちの落ち込みなどの心の問題で、学校や職場に行くのが困難だったり、外出できないなど日常生活や社会生活に強い支障をきたしている時
- 死にたいあるいは、自分を傷つけたいという気持ちや行動がある時
- 気持ちがつらくてどうしたらよいか分からない時



精神科や心療内科での治療や相談

【予約・受診】

予約制の病院が多いです。ご自分で予約される場合には、早めに電話で予約しましょう。その際、希望する性別の医師による診察が受けられるかなど問い合わせましょう。初診（最初の診察）は時間がかかることが多いので、あらかじめ時間の余裕を見ておきましょう。

※警察の協力医に受診を依頼する場合は、担当警察官に相談しましょう。

※大学病院などでは紹介状が必要なことがあります。そういう時には、近所のかかりつけのお医者さんから紹介状をもらいましょう。

【面接・検査・診断】

まずお話を伺い、どのような症状があるのか、どのような病気なのかを診断します。その際、心理検査が行われることもあります。

【治療】

診断に基づいて、お薬による治療や精神療法（お話を聞いて問題を一緒に考える）が行われます。お薬について疑問なことや心配なことはしっかり聞きましょう。

※心理カウンセラーによるカウンセリングは実施できる場所とできない場所があります。

また、カウンセリングは自費診療になる場合もあります。

精神科の外来通院には自立支援法に基づく、公費負担制度が適応できる場合があります。

あなたの住んでいる市町村の担当窓口で申請できます。

「出典：浅野敬子，中島聡美，金吉晴：一人じゃないよ あなたのこれからのための支援情報ハンドブック (2104)P17」

よくある質問

Q 被害の後、落ち着きがなくなり、大人にまとわりつくようになりました。あまり甘やかすといけないと思い、「ちゃんとしなさい」と叱ってしまうのですが…。

A 被害による動揺や傷つきから、こころや身体、行動面に変化が起こるのは自然なことです。食事や睡眠の量が減ったり、頭痛や腹痛などを訴えたり、イライラしたりソワソワすることがよくあります。子どもの場合、赤ちゃん返りが起こるのが一般的です。おねしょや爪かみ、わがままにみえる行動が増えたりします。それらはいずれもストレスによる一時的な反応ですので、まずはお子さんが安心するよう、そばについて一緒に遊ぶ時間を増やしてください。安心感を取り戻すと、自然に甘えも減ってきます。叱るだけでは、逆効果になってしまいます。

Q 子どもの様子を見るかぎり、何もなかったかのように見えるのですが…。

A 被害後の症状には個人差があります。症状が目立たないこともあります。以前との変化や、お子さんの気持ちなどに注意を向けてください。お子さんが一人で問題を抱え込まないよう、配慮することが大切です。幼いお子さんの場合、すぐには変化がみられなくても、思春期を迎えてから何らかの症状や問題があらわれることがあります。自分の身に起きたことの意味がわかり、動揺したり、混乱することがあるからです。その時々に応じて、お子さんの気持ちをよく聴いてください。子どもが「ひとりじゃない」と感じられれば、その力が回復につながります。

Q 同性の加害者から被害を受けると、子どもは将来、同性愛者になるのでしょうか。

A 同性の加害者から被害を受けることは珍しくありません。同性からの被害によって、性的指向が決まるわけでもありません。

同性から受けた性被害は、相談しにくく、性的指向が混乱することもあります。お子さんの不安を受け止めて、安心させてあげましょう。

Q 子どもが事情聴取を受けるのは負担が大きいのでは避けたいのですが。

被害届を出すメリットを教えてください。

A お子さんからの事情聴取は、なるべく負担をかけないよう方法や回数なども考慮して実施します。被害届を出すことのメリットは、被害にあった子ども自身が「自分が悪いのではない」と思える機会をもてること、そして加害者の捜査や加害少年の指導などが挙げられます。

しかし、お子さん自身がそれらのメリットを理解するのは困難で、家族も子どもを支えていく準備が整わないうちは、被害届や告訴などの手続きをとることがかえってお子さんの負担になる場合もあります。ご家族や担当警察官などと相談しながら決めましょう。

「出典：子どもの性の健康研究会 野坂祐子：子どもをささえるためにできること ～性暴力被害にあった子どもの回復のために～」



令和5年3月改訂

岐阜県警察本部 刑事部 捜査第一課発行